特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民年金及び年金生活者支援給付金事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	・国民年金に関する届出の受理、審査、日本年金機構への送付 ・国民年金保険料の免除に関する申出の受理、審査、日本年金機構への送付 ・国民年金の給付及び年金生活者支援給付金に関する請求書の受理、審査、日本年金機構への送付 ・国民年金及び年金生活者支援給付金に関する相談の受付
③システムの名称	1国民年金システム　2税務システム　3システム共通基盤　4中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1国民年金情報ファイル　2年金生活者支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第46項、第116項、第128項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条の2、第59条、第68条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関
日本年金機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒108－8511　東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部　国保年金課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部　国保年金課　国民年金係 電話番号　03－3578－2661

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・マイナンバーによる届出を郵送で受付する場合、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　 特に力を入れている　 ］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①事務取扱者の適切な監督を行っている。 ②次の事務取扱者への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　佐々木　貴浩	国保年金課長　大原　裕美子	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第59条　（※別表第一　第31項、第95項の主務省令は未）	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2、第59条　（※別表第一　第95項の主務省令は未）	事後	番号法の改正による追加
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　大原　裕美子	国保年金課長　関本　哲郎	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　関本　哲郎	国保年金課長　鳥居　誠之	事後	人事異動に伴う変更
平成30年5月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	平成29年4月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	評価書名	国民年金に関する事務　基礎項目評価	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務　基礎項目評価	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部施行のため
平成31年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	港区は、国民年金に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	港区は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部施行のため
平成31年4月1日	特記事項	国民年金事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。	国民年金及び年金生活者支援給付金事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部施行のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①事務の名称	国民年金に関する事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部施行のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	前略 ・国民年金の給付に関する請求書の受理、審査、日本年金機構への送付 ・国民年金に関する相談の受付	前略 ・国民年金の給付及び年金生活者支援給付金に関する請求書の受理、審査、日本年金機構への送付 ・国民年金及び年金生活者支援給付金に関する相談の受付	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部施行のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　鳥居　誠之	国保年金課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2、第59条　（※別表第一　第95項の主務省令は未）	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条の2、第59条	事後	変更箇所シートへの記載が漏れていたため
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条の2、第59条	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条の2、第59条、第68条の2	事後	根拠法令の一部が未記載だったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1国民年金資格管理ファイル　2国民年金資格者住記連携ファイル　3国民年金保険料免除申請者管理ファイル　4未納者対策所得情報ファイル　5国民年金給付受付管理ファイル　6国民年金受給者所得情報ファイル　7国民年金受付処理管理ファイル　8国民年金送付管理ファイル　9異動報告書ファイル	1国民年金情報ファイル　2年金生活者支援給付金ファイル	事後	ファイル総称名に変更のため
令和6年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計算か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅰ関連事業　3個人番号の利用　法令上の根拠	第9条第1項　別表第一第31項、第83項、第95項	第9条第1項　別表第一第46項、第116項、第128項	事前	番号法の改正による変更
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策　8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	様式変更のため
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	9)従業員に対する教育・啓発 当該対策は十分か[再掲] 特に力を入れている 判断の根拠 ①事務取扱者の適切な監督を行っている。 ②次の事務取扱者への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修	事前	様式変更のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一第46項、第116項、第128項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条の2、第59条、第68条の2	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第46項、第116項、第128項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第24条の2、第59条、第68条の2	事後	番号法改正のため
令和8年6月19日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため